

ひとり親家庭等医療費助成制度

玉東町では、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成しています。（平成19年4月より、父子家庭も対象）

助成を受けることが出来る人

玉東町に居住し、かつ住民登録がされており、国民健康保険・社会保険各法の加入者で、次のいずれかに該当される方。

- ・ひとり親家庭の父または母
- ・配偶者がなく、20歳未満の子どもを扶養していること
- ・ひとり親家庭の児童
- ・児童が18歳になった年度末（3月31日）まで
- ・父 母 の な い 児 童
- ・児童が18歳になった年度末（3月31日）まで

※児童扶養手当に準じた所得制限がありますので、所得状況により助成が受けられない場合があります。

※受給資格申請書を提出された月の、翌月診療分より助成が受けられます。

※毎年8月1日現在で受給資格の有無を確認し、受給資格証を更新します。

※0歳～中学校3年生までの子どもさんは、「子ども医療費助成制度」を優先してしますので、ピンク色の受給者証をお使いください。

助成対象範囲

入院・通院費にかかる一部負担金（保険外負担金や入院時の食事代は対象外）の 3分の2の額を助成します。

申請の仕方

診療を受けたら、医療機関で一度全額支払います。

その後、申請書と領収証を役場に提出していただくと、指定の口座に振込みでお返しします。

申請の期間	診療月から1年以内
支給の時期	申請書を提出された月の、翌月10日に指定の口座へ振り込み
申請書の書き方	申請書 は1回の提出ごとに1枚記入（病院・調剤薬局ごと） 領収証 は <u>保険点数などの記載があるもの</u> （レシート形式は不可） 入院等で、保険より高額医療費の給付を受けた場合は、「高額医療費支給通知書」も合わせて提出してください。
申請書の提出先	役場町民福祉課 ※ <u>提出の際は、印鑑</u> をご持参ください。

問い合わせ先 役場町民福祉課 ☎ 85-3183